

# 西脇市手話言語条例(案)についてのご意見を お寄せください

手話は音声言語とは違い、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。

耳が聞こえる人は、主に言葉(音声)を聞き、言葉を話すことで考えを伝えていますが、ろう者(聴覚障害者)は手話を見て理解し、手話で考えを伝えていきます。

耳が聞こえる人が言葉を使って生活しているように、ろう者が手話を使って生活するには、手話が使用しやすい



## <考えられる施策の例>

- ①会議や講演会開催時に手話通訳者を配置する(必要に応じて)
- ②手話への理解を深めるためのパンフレットの配布
- ③市民や企業向けの手話講座等の実施による手話の普及
- ④手話通訳者養成のための講習会の実施

環境を整える必要があります。このようなことから、西脇市では、手話が言語の一つであることを市民に知ってもらい、また、手話が使いややすい環境を整備するため、「西脇市手話言語条例」の制定を目指しています。

ろう者の方も安心して暮らせるまちをつくるため、ご意見をお寄せください。

**意見募集期間**  
9月1日(木)～30日(金)

**閲覧場所**  
社会福祉課、情報公開コーナー(市役所2階)、図書館、市ホームページ、フェイスブック

※手話による説明が必要な方には、社会福祉課までご連絡ください。手話通訳者が手話で説明をします(連絡時に日時調整をします)。

**意見の提出方法**  
持参、郵送、ファックス、Eメールで社会福祉課へ。題名・住所・氏名(または団体名)・連絡先を明記してください。様式は自由です。



※意見内容を確認する場合には限り個人情報を利用します。

**意見の提出先**  
西脇市郷瀬町605  
福祉部社会福祉課あて  
〒677-8511  
☎22-3111  
FAX 22-6037  
✉syogai-fukushi@city.nishiwaki.g.jp

**その他**  
電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。提出意見に対する個別の回答はいたしません。

意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

**問合せ** 社会福祉課障害福祉担当(市役所内線263)

## パブリック・コメント②

# 西脇市空家等対策計画(案)についてのご意見を お寄せください

近年、人口減少や高齢化、住宅の老朽化等に伴い、空き家が増加しています。空き家は適切な管理が行われないと、防災、衛生、景観等の面から、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。

そこで、市では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を策定して生活環境の保全を図ることとしました。

この計画案の作成に際して、市内全域の空き家等の現

地調査を行うとともに、土地・建物所有者へのアンケート調査も実施しました。

計画には、空き家等の資源を利用した安全・安心なまちづくりの推進を目標に、①危険空き家の除却、②空き家等の利活用、③空き家等の適正な管理、④今後増やさないための意識啓発等を盛り込んでいます。

**意見募集期間**  
9月1日(木)～30日(金)

**閲覧場所**  
都市住宅課、情報公開コーナー(市役所2階)、図書館、



市ホームページ、フェイスブック

持参、郵送、ファックス、Eメールで都市住宅課へ。題名・住所・氏名(または団体名)・連絡先を明記してください。様式は自由です。

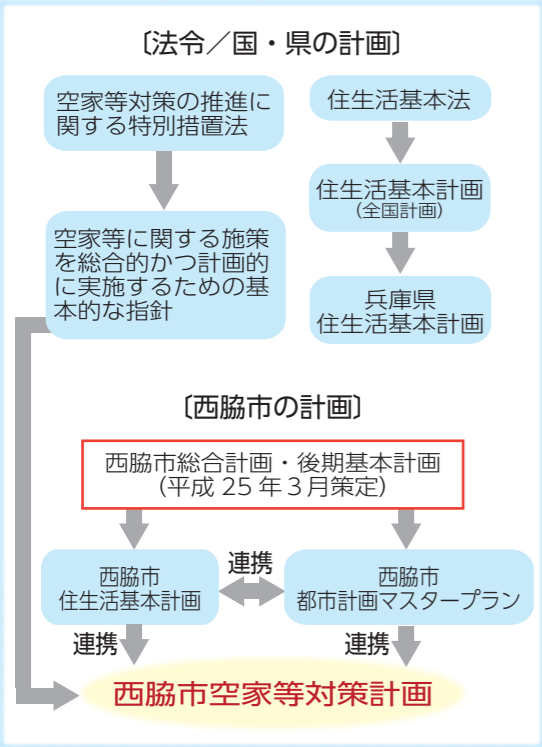
※意見内容を確認する場合には限り個人情報を利用します。

**意見の提出先**  
西脇市郷瀬町605  
都市整備部都市住宅課あて  
〒677-8511  
☎22-3111  
FAX 22-6283  
✉shiei-juutaku@city.nishiwaki.g.jp

**その他**  
電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。提出意見に対する個別の回答はいたしません。

意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

**問合せ** 都市住宅課(市役所内線280)



## 臨時福祉給付金と障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請受付

### ■臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するための暫定的・臨時的な措置です。

#### ◇支給対象

平成28年1月1日時点で西脇市に住民登録があり、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方  
※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護の受給者は除きます。

◇支給額 支給対象者1人につき3,000円

#### ◇申請方法

支給対象となる可能性のある方には申請書類をお送りします。必要事項をご記入(押印)の上、添付書類とともに、同封の返信用封筒でご返送又は窓口にご提出ください。

◇添付書類 支給対象者全員の本人確認書類(運転免許証、障害者手帳の写しなど)、振込口座確認書類

◇申請期間 9月5日(月)～12月5日(月)の平日午前9時～午後5時

◇支給時期 10月中旬から随時 ◇申請場所 臨時福祉給付金申請窓口(市役所1階)

◇問合せ 社会福祉課(市役所内線559/直通☎25-2711)

### ■障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方の支援が目的です。

#### ◇支給対象

左記臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方(高齢者向け給付金受給者は除きます)。

◇支給額 支給対象者1人につき30,000円

## 就学前教育・保育の説明会を開催します



西脇市では、平成29年度から市立幼稚園8園を閉園して新たに1園を開園し、3～5歳児の教育を行います。市内認可保育所は、すでに移行している2園に加えて6園が認定こども園へ移行し、0～2歳児の保育、3～5歳児の教育と保育を行います。10月下旬に市立幼稚園、認定こども園の平成29年度入園募集を行うに当たり、入園募集方法等について、以下のとおり説明会を開催します。

### ■就学前教育・保育の説明会の日時・場所

開催日	時間	会場
10月2日(日)	15:00～16:30	市民会館中ホール
10月3日(月)	19:30～21:00	市民会館中ホール
10月4日(火)	19:30～21:00	生涯学習まちづくりセンター マナビータホール

\*ご都合のよい会場へお越しください(事前申込み不要)

### ■託児サービスを実施(予約制)

◇対象 生後6ヵ月～小学校就学までのお子さん

◇申込方法 託児を希望される方は、「託児サービス申込書」に記入し、FAX(23-8844)でお申し込みください(申込書はホームページからダウンロードできます)。

◇申込期日 9月21日(水)まで

### ■問合せ

学校教育課(市役所内線526・527)

こども福祉課(市役所内線223・375)